



佐賀県公報

平成18年
8月25日
(金曜日)
第 12797号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 三 土砂の流出の防備
 (一) 指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 イ 主伐として伐採をする立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (三) 指定の有効期間
 三年

○保安施設地区の予定地

(五四一・森林整備課) 一
 (新産業課) 九
 (公告) 10

○アクティブライバリ環境構築業務委託に係る総合評価一般競争入札

(情報・業務改革課) 一
 (新産業課) 九
 (公告) 10

○電子ビーム計測回路の購入に係る一般競争入札

(新産業課) 九
 (公告) 10

○通信指令システム情報処理装置の借入れに係る一般競争入札

(新産業課) 九
 (公告) 10

田 次 告 示

○ 告 示

○佐賀県告示第五百四十一号

次の区域を保安施設地区の予定地とする且、農林水産大臣から通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十八年八月二十五日

佐賀県知事 古川 康

1 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 Active Directory環境構築業務委託
- (2) 委託業務の特質等 入札説明書による。
- (3) 業務場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県庁舎ほか

佐賀県統括本部副本部長情報・業務改革課長事務取扱
 迎出

1 総合評価一般競争入札に付する事項

- 1 保安施設地区の予定地の所在場所
- 2 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱五号とを直線で結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すところとする)。
- 3 鳥栖市河内町字鶴一九八〇の一、一九八九地先(次の図に示す部分に限る)、字桜谷二〇一八の一
- 4 業務期間 契約の日から平成19年3月31日まで
- 5 予算額 36,567,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

一一 指定の目的

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 本調達は、単独企業・法人又はActive Directory環境構築業務特定共同企業体（以下「共同企業体」という。）による総合評価一般競争入札とする。

なお、共同企業体の結成は自主結成とし、この場合は、次の内容を規定した協定を結ぶこと。

ア 目的
イ 企業体の名称
ウ 構成員の住所及び名称

エ 代表者の名称
オ 代表者の権限
カ 構成員の出資の割合
キ 構成員の責任
ク 取引金融機関
ケ 決算

コ 利益金の配当の割合
サ 欠損金の負担の割合

シ 業務履行途中における構成員の脱退に対する措置
ス 業務履行途次における構成員の破産又は解散に対する処置
セ 解散後の瑕疵担保責任
ソ その他必要な事項

(2) 入札に参加する者の資格は、単独企業・法人にあっては次のアに掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次のイに掲げる資格要件の全てを満たし、佐賀県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

ア 単独企業・法人の資格要件

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされている者は除く。）でないこと。
 (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手續開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされている者は除く。）でないこと。

- (エ) 財団法人日本情報処理開発協会が認定するプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（I S M S）認定基準に基づく認証を取得していること。

- (オ) 共同企業体の構成員でないこと。
 (カ) 協同組合の場合、当該組合の組合員は、単独企業・法人又は共同企業体の構成員でないこと。

イ 共同企業体の資格要件

- (ア) 共同企業体の構成員数は、3社（法人を含む。）以内であること。
 (イ) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
 (ウ) 全ての構成員が出資金総額を構成員数で除して得た額の10分の6以上の出資比率を有すること。

- (エ) 構成員の全てがアの(ア)から(ウ)までの要件を満たすこと。

- (オ) 構成員は他の共同企業体の構成員でないこと。
 (カ) 共同企業体の構成員が協同組合の場合、当該組合の組合員は、単独企業・法人又は他の共同企業体の構成員でないこと。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当課

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県統括本部情報・業務改革課情報管理担当(新行政棟5階)

電話 0952-25-7390

FAX 0952-25-7299

E-mail active-directory@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書及び附属書類の交付方法及び交付期間

ア 入札説明書

平成18年8月25日(金)から9月8日(金)まで佐賀県ホームページに掲載する。(URL: <http://www.pref.saga.lg.jp/>)

イ 附属書類

電子メールで、附属書類送付依頼書を添付し、平成18年9月8日(金)午後5時までに3の(1)のメールアドレスに送信すること。

附属書類は、送付依頼先に原則としてCD-ROMにより郵送する。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者(以下「入札者」という。)は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格申請書に次に掲げる資料等を添付の上で、

3の(1)まで郵送又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならぬ。

イ 提出期限 平成18年9月15日(金)午後5時まで

(郵送の場合には、平成18年9月14日(木)午後5時までに必着のこと。)

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札の参加確認結果は、平成18年9月22日(金)までに通知する。

(4) 入札者の資格喪失

入札者は、入札書の提出期限までに、次に該当することとなつたときは、資格を失うこと。

ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社

更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ その他、本件委託業務に着手し、又は遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき。

(5) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成18年10月5日(木)午後5時
(入札を郵送で行なう場合には「Active Directory環境構築

業務に係る入札書及び提案書在中」と表書きし、平成18年10月3日(火)午後5時までに3の(1)に必着のこと。)

イ 場所 3の(1)記載の場所

(6) 提案書に係るプレゼンテーション

ア 日時及び場所 後日指定する。

イ プrezentationの方法

プレゼンテーション資料はパワーポイントで作成し、プロジェクターで説明を行なうものとする。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年10月20日(金)午後3時
イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号県庁入札室(本館1階)

(8) 開札に関する事項

開札においては、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。

(9) 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第1号の規定により免除する。

	(10) 契約の条項を示す場所 3 の(1)に同じ。	ウ 入札価格の評価方法 入札価格については以下の式により換算し、入札価格に対する点数(以下「価格点」という。)を与える。 $\text{価格点} = 120 \text{点} - ((\text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格}) \times 120 \text{点})$
(11) 入札方法に関する事項 ア 入札方法	落札者の決定は総合評価一般競争入札方式をもって行なうので、「総合評価のための提案書」を入札書とともに提出しなければならない。必要書類の種類及び部数については、入札説明書による。 入札は、本人又はその代理人が行なうものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出するものとする。	(ア) 入札価格の評価方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札価格」という。)に100分の105を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数あるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に105分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。
(12) 落札者の決定方法 ア 前提条件	佐賀県財務規則第105条の規定により作成された予定価格に105分の100を乗じて得た金額の範囲内の価格を入札した者であって、その提案した内容等が仕様書の要求要件を全て満たしているものでなければならない。	(イ) 入札の無効 本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行なった者の入札並びに佐賀県財務規則第110条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
イ 提案内容の評価方法	総合評価のための提案書の提案内容が、仕様書の要求要件を全て満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには、別記「落札者決定基準」に示す各項目の評価に応じて360点の範囲内で得点(以下「技術点」という。)を与える。	(ウ) 入札の撤回 入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き替え又は撤回をすることはできない。
	なお、「落札者決定基準」における各項目の評価基準の要件を一つでも満たさない場合は、技術点評価をすることなく落札者となり得る資格	(エ) 入札又は開札の中止 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。 なお、この場合における損害は、入札者の負担となる。
		(オ) 落札の無効 落札者は、落札の通知を受けた日から原則として一週間以内に契約を締

結しなければ、その落札は無効とする。

4 その他

- (1) 当業務にかかるハードウェア及びOS等の調達については、別途行なう予定である。ただし、Windowsクライアントアクセスライセンス(CAL)及びバックアップの実現に必要なソフトウェアにかかる費用については、本調達に含まれる。

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要

- (4) 談合情報があつた場合は、談合の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

- (5) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Creation and Installation of an Active Directory System for
Saga Prefectural Computer Network

(2) Fulfilment Period :

From day of the contract through March 31, 2007

(3) Bid Description Posting Date

Download from the Saga Prefecture Website at <http://www.pref.saga.lg.jp/> (Available August 25, 2006 to September 8, 2006)

(4) Date and Time for Opening Bids and Tenders :

The tenders meeting will begin promptly at 5:00 pm on October 5, 2006.

If sending the tenders by mail, they must be received by 5:00 pm on October 3, 2006.

pm on October 20, 2006.

(5) For More Information, Contact :

Information and Operations Improvement Division, General Management Headquarters, Saga Prefectural Government 1-1-59 Jonai, Saga City, Saga Prefecture, Japan 840-8570 Tel 0952-25-7390 Fax 0952-25-7299

別記

落札者決定基準

評価の視点	項目番号	評価事項	評価基準	重み	点数	備考
-------	------	------	------	----	----	----

基本的要件

本業務の目的及びその効果に関する認識	1 2	本業務の目的について 本業務の効果について	事業に関する基本的な考え方を明確に示し、かつ、それが「仕様書」に示した考え方 が反映されている。 また、本事業に対する本システムの位置付けが明確に記述されている。	A B	15 10	
業務全体概要	3	業務全体の枠組み、アピールポイントについて	本業務を実施することによる効果について、具体的に記述されている。 提案する業務全体の概要について、全体の枠組み、基本的な考え方、アピールポイントが簡潔に記述されている。	B	10	

環境構築における表現内容

プロジェクト管理	4 5	プロジェクト全体管理について 業務の進捗管理について	プロジェクト管理運営全体に関する考え方について、適切に記述されている。 業務の進捗管理について、具体的な実施方法が適切に記述されている。	B B	10 10	
構築スケジュール	6	構築スケジュールについて	本業務を遂行するに当たって、提案者が想定する具体的な作業スケジュールが適切に示されている。	B	10	
構築体制	7 8 9	構築体制とその考え方について 構築の役割分担について 構築要員について	構築体制及び要員の役割を明示し、その考え方等の説明が的確に記述されている。 構築に際し、県と受託者の具体的な役割分担が、的確に記述されている。 本業務を実施するにあたって、必要とされる要員の能力の内容について具体的に記述され、業務遂行上、十分な技術水準が確保されている。 また、本調達業務の実施責任者の業務実績の履歴が明記されている。	A B A	15 10 15	
システム構成	10 11	ハードウェア構成について ソフトウェア構成について	仕様書の要件を踏まえ、提案するハードウェア構成、役割、仕様、台数、経費及び提案理由等が記述されている。 また、その構成が本システムを構築するうえで、適切なものとなっている。 仕様書の要件を踏まえ、提案するソフトウェア構成、仕様、経費及び提案理由等が記述されている。 また、その構成が本システムを構築するうえで、適切なものとなっている。	B B	10 10	
信頼性	12	信頼性の確保について	信頼性を確保するためのシステム上の仕組みや対策を明示し、その考え方が具体的に記述されている。	A	15	
セキュリティ	13	構築時のセキュリティ確保について	構築時における具体的なセキュリティ対策について、適切に記述されている。	A	15	
拡張性	14	規模拡大の拡張性について	将来の業務量及びデータ量増大に対するシステムへの負荷増に対し、容易に機器等の拡張が可能なシステム構成について、具体的な拡張方法等が適切に記述されている。	A	15	

業務要件に係る実現内容			
15	Active Directory構築について	Active Directory構築の「仕様書」に示された各機能について、設計及び実現方式が具体的に示されている。	A 15
16	クライアント環境設定について	クライアント環境設定の「仕様書」に示された各機能について、設計及び実現方式が具体的に示されている。	A 15
17	ファイルサーバ構築について	ファイルサーバ構築の「仕様書」に示された各機能について、設計及び実現方式が具体的に示されている。	A 15
18	生体認証システムとの連携について	生体認証システムとの連携の「仕様書」に示された各要求について、計画及び実現方式が具体的に示されている。	A 15
19	クライアントアクセスライセンス(CAL)の購入について	クライアントアクセスライセンス(CAL)の購入の「仕様書」に示された各要求について、計画及び実現方式が具体的に示されている。	C 5
システム定着化に係る実現内容(各種テスト、職員向け説明会及び試行期間中の対応等)			
20	システム定着化に係る基本的な考え方について	システム定着化に向けた基本的な考え方方が明確に示され、かつ、「仕様書」に示した考え方方が反映されている。	A 15
21	試行期間中の体制について	試行期間中の運用要員及び障害対応体制について具体的に示され、かつ、「仕様書」に示した考え方方が反映されている。	B 10
22	各種テスト及びデータ移行の実施方法について	システム定着化に向けた各種テスト、他システムからのデータ移行、初期セットアップデータの移行の実施方法について具体的に記述されている。	B 10
23	研修の実施方法について	職員等への研修スケジュール、研修内容及び研修体制について具体的に記述されている。	B 10
システム運用・保守に係る実現内容について			
24	運用・保守設計方針	本システムの運用・保守として実施する作業内容について、網羅的かつ体系的に示され、それを実現するための設計方針が具体的に記述されている。	A 15
25	利用者及びシステム管理者への配慮	利用者及びシステム管理者にとって、システムを容易にかつ安定的に運用するための考え方、実現方法が明確かつ具体的に記述されている。	B 10
26	運用・保守実施体制・役割分担	構築後の運用・保守業務の体制、要員の役割が具体的に記述され、その考え方方が明記されている。	B 10
27	障害対応作業	障害発生から対処完了までの詳細な作業内容について、具体的に示されている。	B 10
28	バックアップの方法について	バックアップの方法、過去データの保管方法が明示され、かつ、その考え方方が明記されている。	B 10

	29	ランニングコストについて	運用・保守に係るランニングコストについて、コスト低減への考慮がなされ、かつ運用上の支障がない提案がなされている。	B	10	
システム構築及び設定実績 設定実績	30	Active Directory構築実績	提案者のActive Directory環境の構築・設定実績について、具体的かつ分かりやすく記述されている。	A	15	

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年8月25日

収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 平野重愛

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

電子ビーム計測回路 1式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入場所

佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地

佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター

(4) 納入期限

平成18年10月31日

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の

5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話 0952-25-7129

3 入札参加資格及び条件

(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者

の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。

(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できることと認められること。

4 入札説明書の交付及び契約条項の提示

(1) 期間

平成18年9月1日まで

(2) 場所

上記2の部局

5 入札者に求められる義務

(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成18年9月1日16時までに上記2の部局に提出すること。

(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法

(1) 場所

上記2の部局

(2) 期限

平成18年9月8日 17時

(3) 提出方法

書留郵便とすること。

7 持参による入札書の提出の場所及び期限

(1) 場所

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟91号北会議室

(2) 期限

平成18年9月11日 16時
開札の場所及び日時

(1) 場所

上記7の(1)の場所

(2) 日時

平成18年9月11日 16時

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号により免除する。

(2) 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。
なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者
- (2) 当該入札について不正行為を行った者

(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出

した者

(4) 1人で2以上の入札をした者

(5) 代理人でその資格のないもの

- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した者

11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、

当該入札のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。

○ 入札概要

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年8月25日

収支等命令者

佐賀県警察本部会計課長 松尾正博

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

通信指令システム情報処理装置 一式

(2) 借入物品の使用その他の明細

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成19年3月1日から平成24年2月29日まで(60か月)

(4) 納入場所

佐賀市松原一丁目1番16号
佐賀県警察本部

2 入札参加資格及び条件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受けがなされている者は除く。)でないこと。

- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立

		てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付けがなされている者は除く。）でないこと。	時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
(4)	当該物品の設置後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを設置先の求めに応じて速やかに提供することができる者であること。	イ 交付場所 (1)と同じ。	
(5)	佐賀県警察、佐賀県その他の官公庁が必要とする物品の賃貸借契約について、相当期間の実績を有する者であること。	ア 日時 平成18年10月4日(水) 13時30分 イ 場所 佐賀県警察本部別館1階入札室	
3	入札参加者に求められる義務	(4) 開札の日時及び場所 入札終了後直ちに(3)のイの場所において行う。	
	入札に参加しようとする者は、次の必要書類を平成18年9月19日(火)の17時までに、下記4の(1)の場所に提出（郵送での提出可）しなければならない。 提出された書類を審査の上、入札参加資格を有すると認められたものに限り、入札の参加者とする。	(5) 契約条項を示す場所 (1)に同じ。 (6) 入札方法等に関する事項	
	なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。	ア 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
(1)	納入しようとする機器のメーカー名、品名及び型名を記載した一覧表	イ 入札保証金	
(2)	納入しようとする機器の機能を説明できる書類、カタログ等	佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第2項第2号の規定により免除する。	
(3)	保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供することができると確認することができる書類	ウ 契約保証金	
(4)	官公庁との賃貸借契約の実績証明書	佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。	
4	入札手続等に関する事項	エ 落札者の決定方法	
(1)	担当部局	予定価格の範囲以内で有効な入札を行った者の中で、最低の価格をもつて申込みを行ったものを落札者とする。落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札	
	郵便番号840-8540 佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部会計課 用度係 電話 0952-24-1111 (内線2237) FAX 0952-24-5972 (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 ア 交付期間 公報登載日から平成18年9月19日(火)までの9時から17		

者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、直ちに入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。

オ 不落の場合

入札で不落となつた場合は、再度入札を行う。

(7) 入札の無効

次のいづれかに該当する者が行つた入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行つた者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ 法令又は入札に関する条件に違反した者

5 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) この契約は、1994年4月15日、マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be leased :

Information processing equipment for communication instruction system, 1 set

(2) Lease period : from 1 March, 2007 through 29 February, 2012

(3) Delivery place: the place that will be appointed in "Saga Prefectural Police" 1-1-16 Matsubara, Saga-City, Saga, 840-8540 Japan

(4) Time limit for tender : 1:30 p.m. October 4, 2006 by direct delivery

(5) A contact point for the notice : Finance Section, Police Administration, Department Saga Prefectural Police Headquarters, 1-1-16 Matsubara, Saga-City, Saga, 840-8540 Japan ; Tel.0952-24-1111 Fax.0952-24-5972